

2017年12月13日

大阪府教育委員会  
教育長 向井 正博 様

大阪府教職員組合  
中央執行委員長 石田 精三  
養護教職員部長 和田 千代

## 2017年度 大阪教組養護教職員部要求・要望書

大阪府教職員組合養護教職員部は、貴委員会に対し、養護教職員の労働条件改善のため、下記の事項を要求します。

### 記

- (1) アレルギー疾患、いじめ、虐待等、子どもたちの心身の健康課題への対応が、重要かつ喫緊の課題として求められ、また急増している。これらの業務は従来からの業務をこえた内容であり、養護教職員の過重な負担となっている。多くの学校現場では、養護教職員は1人配置であり、複数配置を図るなど養護教職員の負担軽減のため、適切な措置を講じること。
- (2) 多くの学校現場では、養護教職員は1人配置であり、必要な代替者が不足している状況では、産休・育休、病気休暇、介護休暇が取得し難い状況にあり、もしくはその負担を他の教職員が負っているのが現状である。母体保護、健康保障、ワークライフバランス確立の観点から、また、他の教職員の業務負担軽減の観点から、安心して休暇制度を利用できるよう必要な措置を講じること。さらに安心して育児短時間勤務や高齢者部分休業を活用できるよう、代替者について年度始めの繁忙期にも措置するなど、配慮すること。
- (3) 養護教職員の妊娠期間中の職務軽減措置について、安心して活用できるように努め、制度として定着させ堅持すること。また長期休業中にも代替措置を行うなど、より一層、職務軽減措置の拡充を図ること。
- (4) 宿泊を伴う学校行事について
  - ① 宿泊を伴う学校行事への養護教職員の引率の頻度は他の教職員よりも多く、すべての宿泊行事に引率する状況がある。こうした業務の過重な負担を軽減するため、本人の意向を確認するなど、必要な措置を講じよう、市町村教委を指導すること。
  - ② 宿泊を伴う学校行事では、環境の変化、長時間の移動等に対応できず、体調をくずす子どもが発生しやすい状況にある。通常の学校生活を送る状況よりも医療を必要とする蓋然性が高いため、医療的ケアが必要な児童・生徒の有無に関わらず、医師・看護師の付き添いを義務付けるなど、養護教職員の負担軽減のための措置を講じること。
  - ③ 養護教職員の宿泊行事の引率は他の教職員よりも多く、また病院搬送などで宿泊施設での食事をとれない事例も発生している。宿泊行事の実施にあたっては、食費相当分を支給すること。
- (5) 教職員の健康診断については、学校保健安全法第15条において実施責任は学校の設置者にあるとされている。養護教職員に健康診断業務を負担させることのないよう、市町村教委（学校長）にはたらきかけるなど配慮すること。

- (6) 衛生管理者・衛生推進者の選任にあたっては、養護教職員や学校現場の教職員の意向を尊重するなど、一方的な強制などにより特定の養護教職員に過重な負担が生じないよう適切な措置を講じること。
- (7) 養護教職員が保健授業を担当することについては、1999年2月12日付府教委通知「養護教諭の保健授業担任に関する取扱いについて（通知）」を遵守し、養護教職員の意思を尊重し、過度な授業担当など業務負担にならないようにすること。
- (8) 教職員の評価・育成システムについては、一般教職員の職務内容への理解に比べ、養護教職員の職務内容に関して評価者に十分な理解を得られていない現状がある。そうした状況下での評価による給与反映は公正性を欠くものであるため、制度本来の目的・趣旨をゆがめる「教職員の評価・育成システム」の評価結果の給与等への反映をやめること。
- (9) 学校保健安全法に定められていない検診や採血などの医療行為を伴う検診（子どもの生活習慣病予防検診など）は、安易に導入すべきではない。新たに検診・検査が導入される場合は、学校現場や教職員の負担を強いるものとならないように大阪教組と事前協議をすること。
- (10) 子どもたちの健康診断について
- ①「児童生徒等の健康診断マニュアル」についてマニュアルはあくまで参考例であることを府教委として示すことや、運動器健診について学校現場に即した形で実施することなど、養護教職員の多忙化・業務負担増を招かないこと。
  - ②運動器健診の実施や事後措置など、業務負担増を招いているのは明らかであることから、繁忙期加配など早急に養護教職員の負担軽減のための措置を講じること。
- (11) 色覚検査については、「学校保健安全法施行規則の一部改正等について（通知）」（2014年4月30日付）の留意事項では、学校医の健康相談において、事前の同意を得て、個別に検査等を行うものとされている。この通知に反して検査業務を養護教職員にさせることで、負担を招かないようにすること。
- (12) 医療的ケアやアレルギー疾患を有する子どもへの対応については、現場実態に鑑み、検討することが重要である。とくに、アドレナリン注射液を含め、学校で対応するための環境および人的配置などの条件整備を図り、すべての教職員を対象とした研修を実施するなど、一部の教職員に負担が偏ることのないよう必要な措置を講じること。また、学校生活管理指導票提出などに関する保護者や子どもたちに向けての様々な説明や事務処理についても業務負担となっており、負担軽減のための措置を講じること。
- (13) 「集団フッ化物洗口・塗布」については、現状では安全性・有効性・必要性等に関して、さまざまな問題が指摘されている。「集団フッ素洗口・塗布」の実施により、直接的業務（希釈、液の配布、洗口等）及び健康管理（飲み込み、吐き気などの事後対応等）、保護者対応業務など、学校現場や教職員に業務負担をかけないこと。
- (14) 予防接種は個別接種が原則であり、それに関する業務は医療の提供行為である。接種後のリスク管理等の負担を鑑みれば、学校を会場とする予防接種は行うべきでない。こうした予防接種およびこれに付随する調査・勧奨などに関する業務を廃止するなど、学校現場や教職員に業務負担をかけないようにすること。

- (15) 就学时健康診断の実施主体は教育委員会であるが、実際は学校現場が調整をして実施している現状がある。本来の趣旨を各教育委員会に働きかけるなどして、学校現場や養護教諭を含む教職員に業務負担を強いることのないよう適切な措置をとること。

【以下、要望事項】

- (1) 学校健診記録を「ビッグデータ」として提供・活用することについては、慎重に対応すること。
- (2) 「がん教育」を行うにあたっては、内容を十分に吟味し、子どもの家族・生活背景に十分な配慮をしたうえ、自己責任論やワクチンですべて予防できるといったような偏った内容にならないようにすること。
- (3) 学校管理下における災害に関する補償について、養護教職員の業務負担となっている実態を鑑み、法整備等、国および関係機関に働きかけること。
- ① 学校災害補償法制定に向けて国に働きかけること。
  - ② 独立行政法人日本スポーツ振興センターや国へ以下の働きかけをすること。
    - i. 掛け金は、全額公費負担とすること。
    - ii. 給付金の支払いについて、振込手数料を公費負担のうえ学校を通さず直接保護者口座に振り込む制度を確立すること。
    - iii. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの医療費助成制度適用の場合の自己負担額記入欄の記入については、医療機関に協力してもらえよう働きかけること。
    - iv. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの保険証のない家庭に対する給付について、10割給付とするよう改善すること。
    - v. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付金支払いの基準に該当しない医療費については、保護者の負担にならないよう公費（各自治体）で補償すること。
- (4) 健康診断は、子どもの人権・プライバシーを保障する内容とすること。特に、「児童生徒の健康診断の実施におけるセクシュアルハラスメント等防止について」（2010年12月28日付一部改定）の内容が円滑に実施できるよう予算措置も含め努力すること。また、同通知が市町村立学校や校医部会・検査機関においても周知されるよう指導すること。
- (5) 結核検診については、大阪府の実態をふまえた検診方法を確立すること。DOTS(直接服薬確認療法)については、「服薬支援者」は学校全体の中で決定されるべきものであり、養護教職員に強制しないよう指導すること。また服薬支援者には多忙化・業務負担増を招かないよう配慮すること。
- (6) 養護教職員や保健室に求められる職務や、機能の変化に伴い、保健室の施設・設備の充実に努力すること。また、現行の施設・設備の設置基準を見直し、時代の推移に見合ったものを大阪府教育委員会として作成すること。
- (7) 学校環境衛生については、子どもの安全・健康保障の観点より、点検・見直しを行い必要な予算措置を行うこと。
- (8) 学校生活管理指導表等の取得時に発生する文書料について、保護者負担とならないよう医師会に働きかけるとともに、公費負担を検討するなど努力すること。

- (9) 学校における感染症対策に関しては、医学的対策などの情報を各学校に速やかに連絡するとともに、府としての危機管理マニュアルを作成すること。
- (10) 1種免許状取得にかかわる講習会について、現段階で科目を開講している大学名などを公表し、情報提供に努め、最終的には養護専門科目を開設すること。